

～保育認定（2号認定及び3号認定）利用者負担額表～

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）			
階層	定義	2号（満3歳以上児）		3号（満3歳未満児）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法（平成25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、現年度分市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0	
C1	所得割課税額 5,000円未満	7,500	7,300	9,500	9,300	
C2	5,000円以上 30,000円未満	8,500	8,300	10,500	10,200	
C3	30,000円以上 48,600円未満	10,100	9,800	11,500	11,200	
C4	48,600円以上 60,000円未満	13,000	12,700	15,000	14,700	
C5	60,000円以上 76,000円未満	17,000	16,600	18,900	18,500	
C6	76,000円以上 97,000円未満	20,500	20,000	22,800	22,300	
C7	97,000円以上 114,000円未満	24,300	23,800	26,700	26,100	
C8	114,000円以上 130,000円未満	24,700	24,200	31,500	30,800	
C9	130,000円以上 169,000円未満	25,200	24,600	35,700	34,900	
C10	169,000円以上 225,000円未満	25,700	25,100	43,900	43,000	
C11	225,000円以上 258,000円未満	25,900	25,300	47,500	46,500	
C12	258,000円以上 301,000円未満	26,100	25,500	49,900	48,900	
C13	301,000円以上 330,000円未満	26,500	25,900	52,200	51,100	
C14	330,000円以上 361,000円未満	26,800	26,200	52,900	51,800	
C15	361,000円以上 397,000円未満	27,000	26,400	53,400	52,300	
C16	397,000円以上	27,500	26,900	55,000	53,900	

- 備考
- 「2号（満3歳以上児）」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳以上の児童をいう。
 - 「3号（満3歳未満児）」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても当該年度に限り満3歳未満児とみなす。
 - この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
 - 「現年度分市町村民税額」は、4月から8月までの利用者負担額については、「前年度分市町村民税額」に読み替える。
 - 小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園又は認定子ども園等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
 - 備考5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の利用者負担額は、当該各号に定めるところによる。
 - この表において、C1階層からC4階層（C4階層においては、所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる世帯（次号に規定する世帯を除く。）当該特定被監護者等のうち、支給認定子どもが最年長の特定被監護者等から2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
 - この表において、C1階層からC6階層（C6階層においては、所得割課税額が76,000円以上77,101円未満の世帯に限る。）に属する世帯のうち、規則第22条各号に定める世帯 当該特定被監護者等のうち、最年長の支給認定子どもは上記利用者負担額の半額（当該支給認定子どもが2号（満3歳以上児）の場合であって当該額が6,000円を超えるときは6,000円、3号（満3歳未満児）の場合であって当該額が9,000円を超えるときは9,000円）、2人目以降については無料とする。